

第3回普及啓発・住民主体啓発合同作業委員会

議事次第

2025年10月10日（金）14時～16時（オンライン）

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - （1）フレイル予防5か年活動計画の策定について
【資料1】フレイル予防5か年計画の策定について（たたき台）
 - （2）フレイル予防5か年活動計画の一環としての日本フレイル予防サービス振興会の取組について
【資料2】一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会の活動報告
 - （3）第3回フレイル予防推進会議総会・シンポジウムの開催について
【資料3】第3回フレイル予防推進会議総会・シンポジウムのご案内
4. 閉会

フレイル予防 5 か年活動計画の策定について(たたき台)

令和 7 年 10 月 10 日

フレイル予防推進会議事務局

医療経済研究・社会保険福祉協会

1. フレイル予防 5 か年活動計画の策定に当たっての基本認識

(1) フレイル予防のポピュレーションアプローチの意義と重要性¹

① フレイルの定義とフレイル予防の意義

フレイルとは、健常な状態と要介護状態の中間の状態であり、フレイルまでの段階であれば要介護状態よりもはるかに戻る可能性が高いため、介護予防の早期の予防として、フレイル予防が重要である。

② フレイル予防の政策の体系

フレイル予防の政策の体系としては、ポピュレーションアプローチ(元気な高齢者を含めた地域住民の集団に対し、予防についての広報啓発活動や環境整備を行う手法)とハイリスクアプローチ(ハイリスクの人を特定し、それらの人に対して専門職により予防のための対応(介入)を行う手法)の両方を組み合わせることで最も効果が上がるとされている。

③ フレイル予防のポピュレーションアプローチの重要性

フレイル予防のポピュレーションアプローチにおいては、ハイリスク者を絞り込んで専門職によるハイリスクアプローチに繋げることも重要であるが、フレイル予防は、健常やプレフレイルの段階から対応するとなお効果があることが明らかとなっており、85 歳以上人口が急増する今後においては、健常な住民を含めた地域住民全体への啓発による行動変容を目指すフレイル予防のポピュレーションアプローチが一層重要となる。

④ フレイル予防のポピュレーションアプローチにおけるフレイル測定の重要性

フレイルは、一義的には老化の過程で生ずるものであり病気ではなく、生活習慣病のように治療薬に頼ることはできず、その予防は、地域住民 1 人ひとりの早い段階からの自らの取組(生活の工夫)次第であることを自覚することに大きくかかっている。したがって、フレイル予防のポピュレーションアプローチの展開に当たっては、地域住民がフレイルの概念について学び、自分事化し、その大切さに気付いた住民が立ち上がって地域で自発的なフレイル予防を推進するための「フレイルに強いまちづ

¹ 「フレイル予防住民啓発パンフレット説明問答集問 1」及び「フレイル予防のポピュレーションアプローチの推進に関する担当者用基本問答集問 2」参照

くり」に発展することを目指す必要がある。そして、このための戦略として、フレイルの特性に配慮し行動変容を促しやすい最新の手法(地域住民を対象とする一定のプロプログラムによるフレイル測定を住民主体の形で簡易に行う手法)を導入し、これを地域全体にあまねく普及させることが極めて重要である。

(2) フレイル予防推進会議の役割とフレイル予防 5 か年活動計画の位置付け

① フレイル予防推進会議の目的と活動

フレイル予防推進会議規約においては、「フレイル予防のポピュレーションアプローチの啓発と普及の活動を展開する」ことを目的とし、「効果的なフレイル予防のポピュレーションアプローチの手法の開発と普及の活動」とともに、「フレイル予防のポピュレーションアプローチの効果の計測等フレイル予防のポピュレーションアプローチの効果的な普及のための活動」を行うこととされている。

② フレイル予防推進会議の現在の活動状況の評価

フレイル予防推進会議は、令和 6 年 7 月の発足後、同年 11 月に「フレイル予防宣言」を決定し、全国へ発信し、「フレイル予防のポピュレーションアプローチの啓発と普及の活動を展開」に着手したことに伴い、次の段階として、「効果的な手法の開発と普及の活動」及びその「効果の計測等効果的な普及のための活動」を行う段階に入ったといえる(具体的な活動経過のポイントの記述を追加予定)。

③ フレイル予防推進会議の活動の今後の方向性

フレイル予防推進会議においては、上記②の通り、フレイル予防推進会議設置準備会の段階から今日に至るまで十分の議論を重ね、「効果的なフレイル予防のポピュレーションアプローチの手法の開発と普及の活動」として、当面、下記の活動を全国に向けて展開するという方向性を固めてきた。

i) 効果的な手法の開発と普及の活動

効果的な手法の開発と普及の活動の具体的な内容としては、フレイル予防推進会議事務局としての医療経済研究・社会保険福祉協会が実施した国の令和 6 年度老人保健健康増進等事業である「介護予防等の無関心層等に対する栄養、身体活動、社会参加を組み合わせたポピュレーションアプローチを推進するための人材養成(研修プログラムの作成等)に資する調査研究」(以下「令和 6 年度老人保健健康増進等事業」という。)を踏まえ、フレイル予防推進会議として、国の推進する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の取り組みの一環として後期高齢者の 15 問の質問票を活用した住民主体のフレイル測定(後期高齢者の 15 問の質問票に 3 項目の測定項目を付加した方式。以下「住民主体のフレイル測定」という。)の全国に向けた普及に取り組み、フレイルに強いまちづくりを行い、結果として介護保険運営の安定化を図ることとしている。

ii) 効果の計測等効果的な普及のための活動

効果の計測等効果的な普及のための活動としては、住民主体のフレイル測定を普

及させ、結果として要介護認定率の伸びが適正化されるという効果が確認される必要があり、その効果の計測を行うためのデータの蓄積と解析を行うことが必要である。

④ 上記③の方向性の下での計画的な活動展開—フレイル予防 5 か年活動計画

i) 2040 年に向けての計画的な活動展開の必要性

団塊の世代の全員が 2025 年に後期高齢者となるが、2035 年には 85 歳に達し、2040 年には 85 歳以上年齢の者が 1000 万人に達する。したがって、フレイル予防推進会議の目的を達成するためには、2040 年には「住民主体のフレイル測定」の普及状況が概ね全国に定着していることが必要であり、そのためには 2035 年には、「住民主体のフレイル測定」が全国的に定着する方向に向かっていることが確認できる状況すなわち全国的に住民主体のフレイル測定の実施を通じたフレイルに強いまちづくりへの転換が進んでいることが確認できる状況を作り上げることを目標とする必要がある。

ii) フレイル予防 5 か年活動計画の策定

上記 i) の考え方により 2035 年に向けての当面の 10 年間の活動を念頭におき、そのためのいわば発射台としてのフレイル予防 5 か年活動計画を今年度末までに策定し、令和 8 年度から活動開始することが必要である²。

2. フレイル予防 5 か年活動計画の具体的な目標

(1) フレイル予防 5 か年活動計画の前提となる枠組み

- ① フレイル予防のポピュレーションアプローチを要介護認定率の適正化につなげるためには、住民主体のフレイル測定を各市町村ごとに、市町村内の各地域を網羅しつつ³、一定の普及度をまで達成するという具体的な実践が必要である⁴。

² 住民主体のフレイル測定は、国が実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(以下「一体的実施」という。)の自治体発の介護予防の取組の共通的なモデル的な手法として、フレイル予防推進会議のフレイル予防 5 か年活動計画で位置づけられる独自の事業である【別添「フレイル予防推進会議が高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施においてフレイル予防のポピュレーションアプローチを進めることの制度上の位置づけについて」を参照】。

³ 住民主体のフレイル測定は、地域の互助を土台としていることから、単なる参加者への影響だけでなく、周辺地域へのフレイルの認知度や浸透などの波及効果が認められており、市町村内のできる限り幅広い各地域の拠点的な通いの場で網羅的に行うことが適切である。

⁴ 住民主体のフレイル測定の実践状況がデータで集積され、地域ごとに効果について分析され、要介護認定率の適正化に繋がるかどうかを含めた効果計測ができるような戦略的な実践に繋げるための情報システムが不可欠であり、フレイル予防推進会議事務局である医療経済研究・社会保険福協会において、このためのフレイル予防情報システムを令和 8 年 4 月からの稼働を目指して開発中である。

- ②上記①の実践を前提とし、住民主体のフレイル測定が既存の通いの場で普及することを基本に置きつつ、官民連携啓発活動としての広義の通いの場における展開⁵を組み合わせ、2035年までの10年で、「住民主体のフレイル測定が全国的に定着する方向に向かっていることが確認できる状況」として、合計28乃至40都道府県（現在検討中の案）において都道府県単位で住民主体のフレイル測定の横展開が行われていることを目指す。
- ③このためには、前期の5か年活動計画で、12乃至16都道府県（現在検討中の案であり、これに後期5年の取組として16都道府県から24都道府県を加えたものが上記②の2035年目標となる）において住民主体のフレイル測定の横展開が行われていることを目指す。
- ④上記の拡大計画は、社会の様々な変化がロジスティックカーブのような経過を辿って拡大することに見られるように、当初はゆっくりであるが一定の普及度まで達すると、ポピュレーションアプローチに対する時代の要請の増大と相まってポピュレーションアプローチを重視する政策に転換する都道府県は尻上がりに拡大すると見込んでいる。

（2）フレイル予防5か年活動計画の詳細目標

①当初3年目に向けての6県の取組

5か年活動計画の3年目の段階で、少なくとも当初の6県⁶で住民主体のフレイル測定の年間合計15万件⁷の実施を達成する。

②後半2年に向けての取組

同時にこの6県及びその関係自治体を除く、令和6年度老人保健健康増進等事業のアンケートに回答した約400自治体にもフレイル予防推進会議から声掛けを行い、残りの2年で新たに横展開に取組む都道府県（比較的大きな都市を擁するものを含む）を一定数（更に6都道府県乃至10都道府県程度を検討）拡大し、全国への普及の基盤を固める。

⁵ ポピュレーションアプローチのあり方として従来からの通いの場だけの展開だけでは不十分であることも踏まえ、まず、従来からの通いの場を概ねカバーするということを土台に、産官連携啓発活動により、小売り店舗活用の通いの場や小規模なカフェなどを活用する方式も5か年活動計画の対象件数とする（3（1）で後述）。

⁶ 6県の候補県としては、前述の老健調査研究事業の試行事業を実施した三浦市と仁淀川町を擁する県として先行してきた神奈川県及び高知県と併せて（北から）岐阜県、徳島県、福岡県、沖縄県において検討中である。

⁷ 年間件数15万件は、65歳以上人口神奈川県（2,390千人）、岐阜県（603千人）、徳島県（246千人）、高知県（242千人）、福岡県（1,452千人）、沖縄県（350千人）の6県合計（5,283千人）に対するカバー率2.8%である。

3. 上記2の目標達成のための主要留意点

(1) 同一市町村内の着実かつ網羅的な件数増加計画の必要性

① 行政主導型の通いの場に対する住民主体のフレイル測定の導入が不可欠

上記1(2)の③で述べたようにフレイル予防のポピュレーションアプローチを要介護認定率の適正化につなげるためには、住民主体のフレイル測定を各市町村ごとに、市町村内の各地域を網羅しつつ、一定の普及度まで達成するという具体的な実践が必要であり、住民主導型の運営に至っていない行政主導型の通いの場も対象とする必要がある。令和6年度老人保健健康増進等事業の成果に準拠し、フレイル予防推進会議事務局である医療経済研究・社会保険福祉協会がコーディネート主体となり、令和6年度老人保健健康増進等事業で開発された住民主体のフレイル測定に関する市町村担当者向け等の人材養成の支援を行う必要がある。この場合の経費については、基本は、事業を行う自治体が負担するのが筋道であるが、住民主体のフレイル測定が定着するまでは、都道府県による支援措置が行われることを強く期待したい。

② 広義の通いの場を視野に置いた二つの部門の産官連携啓発活動の位置付けが不可欠

行政のフレイル予防啓発の予算には限りがあり、フレイル予防推進会議のフレイル予防のポピュレーションアプローチに関する方針に賛同した産業関係者(日本フレイル予防サービス振興会)と連携して、産業が主導する広義の通いの場において、下記の二つの部門の産官連携啓発活動として、産官連携の啓発イベント活動と住民主体のフレイル測定の展開を行うことは、フレイルに強いまちづくりを目指す行政にとって有意義であるだけでなく、要介護認定率の適正化のためにも必要である。

i) 第一部門産官連携啓発活動

産官連携活動の土台となる活動として、フレイル予防のポピュレーションアプローチとしての産官連携の啓発イベント活動の展開が必要である。今後の超高齢社会をフレイルに強い、明るい心豊かなものとするためには、産官をあげたフレイル予防のポピュレーションアプローチとしての啓発イベントを繰り返すことが有意義である⁸。行政にとっては、産業界の負担を基本に置き、行政が展開したい啓発活動が行われることは有難いことである一方、産業界としても、地域に貢献する企業としての企業価値創造のメリットがある。フレイル予防推進会議の行政部会と産業部会が連携し、フレイル予防推進会議の方針に賛同した業界自主府団体である日本フレイル予防サービス振興会と連携し、フレイル予防5か年活動計画の一環として、産官連携の啓発イ

⁸ 今後は、フレイル予防推進会議の構成員でない京都市、横浜市、名古屋市などの大都市圏都市に展開しているイオン店舗を利用する形でフレイル予防サービス振興会が仲介して、これらの都市にフレイル予防推進会議の構成員となることを促しつつ、第一部門産官連携啓発活動として5か年計画に参加してもらうことが考えられる。

ベント事業の推進を位置付けることが必要である。

ii) 第二部門産官連携啓発活動

産学連携啓発活動は、i)の段階を経ることを基本とし、第二部門産学連携啓発活動として、フレイル予防推進会議のフレイル予防5か年活動計画として、産業主導の広義の通いの場を、一体的実施の一環⁹としての介護予防事業の実施場所として位置付け、行政からの委託の形で住民主体のフレイル測定の実施を行い、地域啓発活動を行うこととする。この場合、委託費は、会場費の一部補助等とし、後は産業自体に企業価値が生み出されるというメリットがあるので産業(イベント実施事業者)負担とする方式が考えらる¹⁰。これにより、フレイル予防5か年活動計画の中後半の段階で第二部門産学連携啓発活動により、住民主体のフレイル測定の普及が一層推進されることが期待される。

(2)フレイル予防5か年活動計画の導入の当初段階における支援の必要性

住民主体のフレイル測定の普及に関する計画及びその実施の手法は、当初段階である6県の実施の関係者にとってかなりハードルが高いので、下記のような当初の支援体制が必要である。

① 初年度の令和8年度における特例的支援体制の内容

i) フレイルトレーナーによる支援

住民主体のフレイル測定のノウハウのない自治体においては、上記(1)の①で述べた通り、当初は、都道府県による支援措置が強く期待されるが、フレイル予防5か年計画の初年度である令和8年度において、都道府県の支援体制が整うことは困難と言わざるを得ない。したがって、初年度の令和8年度の特例措置としてフレイル予防推進会議事務局である医療経済研究・社会保険福祉協会の負担とコーディネートの下でフレイルトレーナーがコンサルタント的な形で、地元自治体行政における人材養成の支援を行う必要がある。

ii) フレイル予防情報システムの導入時の支援

医療経済研究・社会保険福祉協会が開発したフレイル予防情報システムの導入をすすめるかどうかは、あくまでも自治体の判断によるものであるが、円滑な導入のために

⁹ 一体的実施の方式として、保健事業のガイドライン等でフレイル予防のポピュレーションアプローチの場として通いの場に準ずる場も取り入れることが推奨されている。

¹⁰ 市町村からの委託による住民主体のフレイル測定の実施方法としては、行政主導型の通いの場に関する支援と同様の支援が産業関係者に対して行われる必要がある。この場合、産業関係者(事業実施者)側として日本フレイル予防サービス振興会が独自に住民主体のフレイル測定のサポーターを育成し(その制度の構成につき検討する必要)、住民主体のフレイル測定の結果のフレイル関連情報の行政への提供にとどまらず(別途個別許諾の下で)独自で顧客のフレイルの状況を把握できるようにし、新たなビジネスモデルを開発することも考えられる。

は、上記①の支援と並行して、初年度の令和 8 年度度は無料の試行期間が必要¹¹と思われる。この場合、契約としては、フレイル予防情報システムの無料の試行を行う一方、不都合が生じなければ一定期間終了後本契約に移行するという仕組みを、先例等を調べ、導入する必要がある。ただし、令和 9 年度以降は、市町村がフレイル予防情報システムの導入を正式決定する際には、広域行政として、都道府県が管轄地域全体の介護予防の適切な推進という観点から、当初の利用料金の一部を都道府県から助成されることが強く期待される。

② 都道府県及び医療経済研究・社会保険福祉協会による支援体制

令和 8 年度の特例措置の次のステップである令和 9 年度以降は、上記①で述べた通り、フレイルトレーナーの派遣による支援の経費及び新フレイル予防情報システム導入時当初の利用料金の一部を広域行政を担う都道府県¹²がフレイル予防推進会議事務局としての医療経済研究・社会保険福祉協会等と連携して支援する方策が強く期待されている¹³。

もとより、住民主体のフレイル測定の実施は、一般介護予防事業予算で賄われることが基本前提であり、この方式が各地域でかなり普及した段階においては、各市町村は、自らの独自の判断と負担で住民主体のフレイル測定が導入しやすい環境となっていると考えられるので、都道府県の支援措置は、一定期間が経過すれば役割が終了すると考えられる。したがって、都道府県が住民主体のフレイル測定の日本における定着のため、まずは当初の 5 年間を目安に強いリーダーシップを果たすことが期待されている。

¹¹ 既存のビジネスモデルに無料のお試し利用の例がある。

¹² 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施におけるガイドラインにおいては、都道府県の役割(事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価等)が示されている。

¹³ 令和 9 年度以降の当面 5 年程度の支援の役割分担については今後さらに検討が必要だが、下記のような形が考えられる。
都道府県の支援—医療経済研究・社会保険福祉協会等(都道府県独自の連携団体も含まれる)に委託して、トレーナーの派遣による支援を行うとともに、新フレイル予防情報システム導入時当初の利用料金の一部を市町村に対し補助する。
医療経済研究・社会保険福祉協会の支援—都道府県の支援措置を基本前提としつつ、都道府県と連携し、市町村自治体支援のコーディネート役のノウハウと体制を確保する。

【資料2】一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会の活動報告

1. JFA日本フレイル予防サービス振興会の設立について

2. 官民連携事業について

（1）住民主体のフレイル測定のイオン店頭での展開計画について

（2）フレイル予防イベント計画について



第3回フレイル予防推進会議総会・シンポジウムのご案内

2024年に設置されたフレイル予防推進会議ですが、昨年の第2回フレイル予防推進会議総会・シンポジウムに続き、2025年も下記の通り第3回総会・シンポジウムを開催することとなりました。

第一部ではこの1年間の各部会の活動報告及び県内で住民主体のフレイル測定の横展開に取り組んでいる神奈川県、高知県からご報告いただくとともに全国の普及を計画的に目指すという今後の方針につきご審議いただく予定です。続く第二部のシンポジウムでは、岐阜県の江崎知事による基調講演、自治体首長からの住民主体によるフレイル予防政策の取組報告、今般発足しました一般社団法人日本フレイル予防サービス振興会の設立趣旨や取組について産業界の幹部からご報告いただきます。

◆日 時：2025年11月20日（木）14：20～17：10

◆形 式：オンライン（ウェビナー）＜無料＞

◆プログラム：

〔第一部〕14：20～14：55 第3回フレイル予防推進会議総会

1. 挨拶

黒岩 祐治 氏（フレイル予防推進会議会長 神奈川県知事）

2. 議事

（1）第2回フレイル予防推進会議総会以降の活動報告について

（2）神奈川県・高知県による活動報告および今後の展望について

（3）今後の各自治体に対する横展開の基本方針について

— 休 憩 —

〔第二部〕15：05～17：10 シンポジウム

「フレイル予防5か年活動計画の策定に向けた取り組み状況の報告と今後の展望」

1. 趣旨説明

川名 勝義 氏（フレイル予防推進会議実行委員長／神奈川県福祉子どもみらい局 局長）

2. 基調講演「人生100年時代の健康政策」

江崎 禎英 氏（岐阜県知事）

3. 活動報告

i 自治体からの取組報告：神奈川県三浦市長・高知県仁淀川町長・岐阜県安八町長・
福岡県飯塚市副市長・沖縄県北中城村長

ii 産業界幹部による取組報告：イオン（株）・キューピー（株）・（株）マルタマフーズ

iii 学術者からのコメント：矢島 鉄也 氏（公財）日本健康・栄養食品協会 理事長／
医療経済研究機構政策推進部 企画戦略担当部長）

4. 質疑応答・総括

5. 閉会挨拶

【お申し込みは下記 URL または QR コードよりお願いいたします】＜11月7日締切＞

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_0W61P0tARP2HLw0dIqze7Q



※諸事情により演者等が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会

フレイル予防推進会議事務局 担当：鹿嶋、松本、小熊

TEL：03-3593-8918 E-mail：frail.yobo@ihp.jp